

# ダイバーシティ就労と地域共生社会

令和3年3月

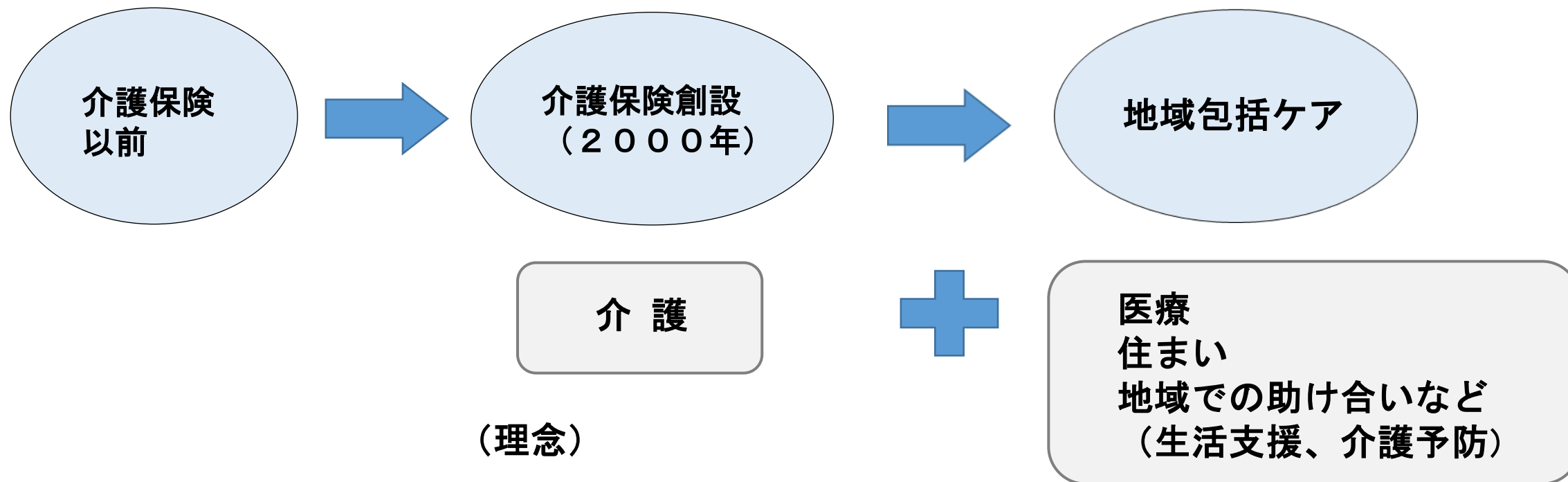
蒲原基道

# 目次

1. 地域包括ケア、地域共生社会とダイバーシティ就労
2. ダイバーシティ就労支援の枠組みを考える
3. 最後に

# 1. 地域包括ケア、地域共生社会とダイバーシティ就労

# 介護保険から地域包括ケアへ



(理念)

## ① 自立支援

\* 自立とは？

- ➡ 「自己決定」して、サポートを受けながら自分らしく暮らす
- ・ どんな状態でも「自立」はある

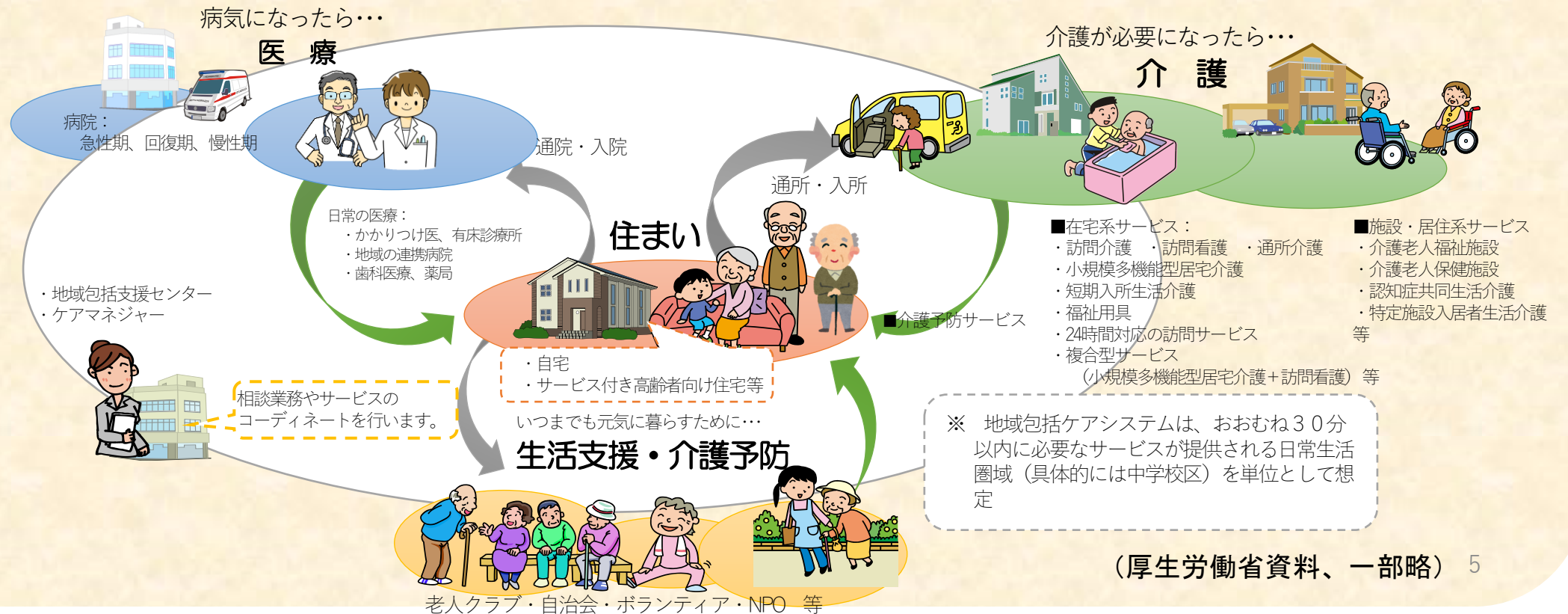
② 利用者本位

③ 社会保険方式

# 地域包括ケアシステムの構築について

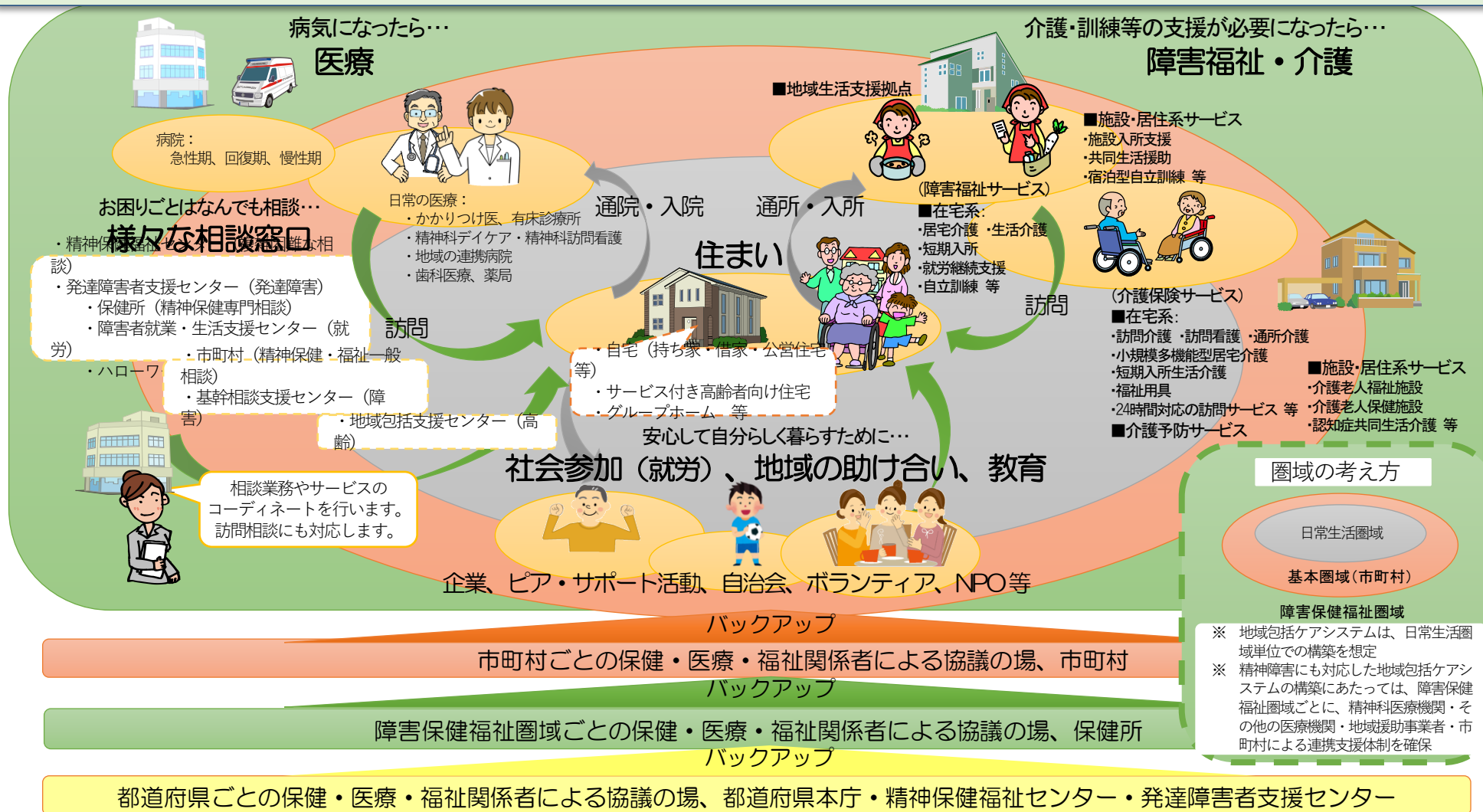
○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**

(以下 略)



# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

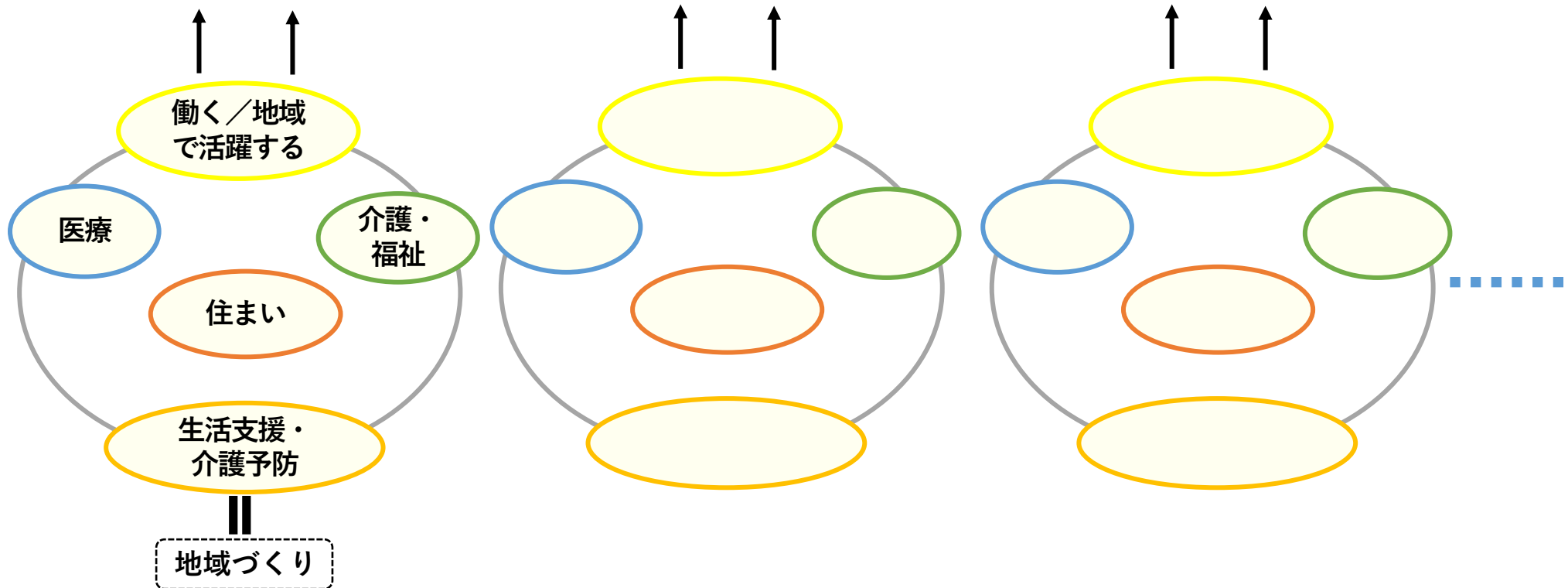


# 様々な人に対しての地域包括ケア

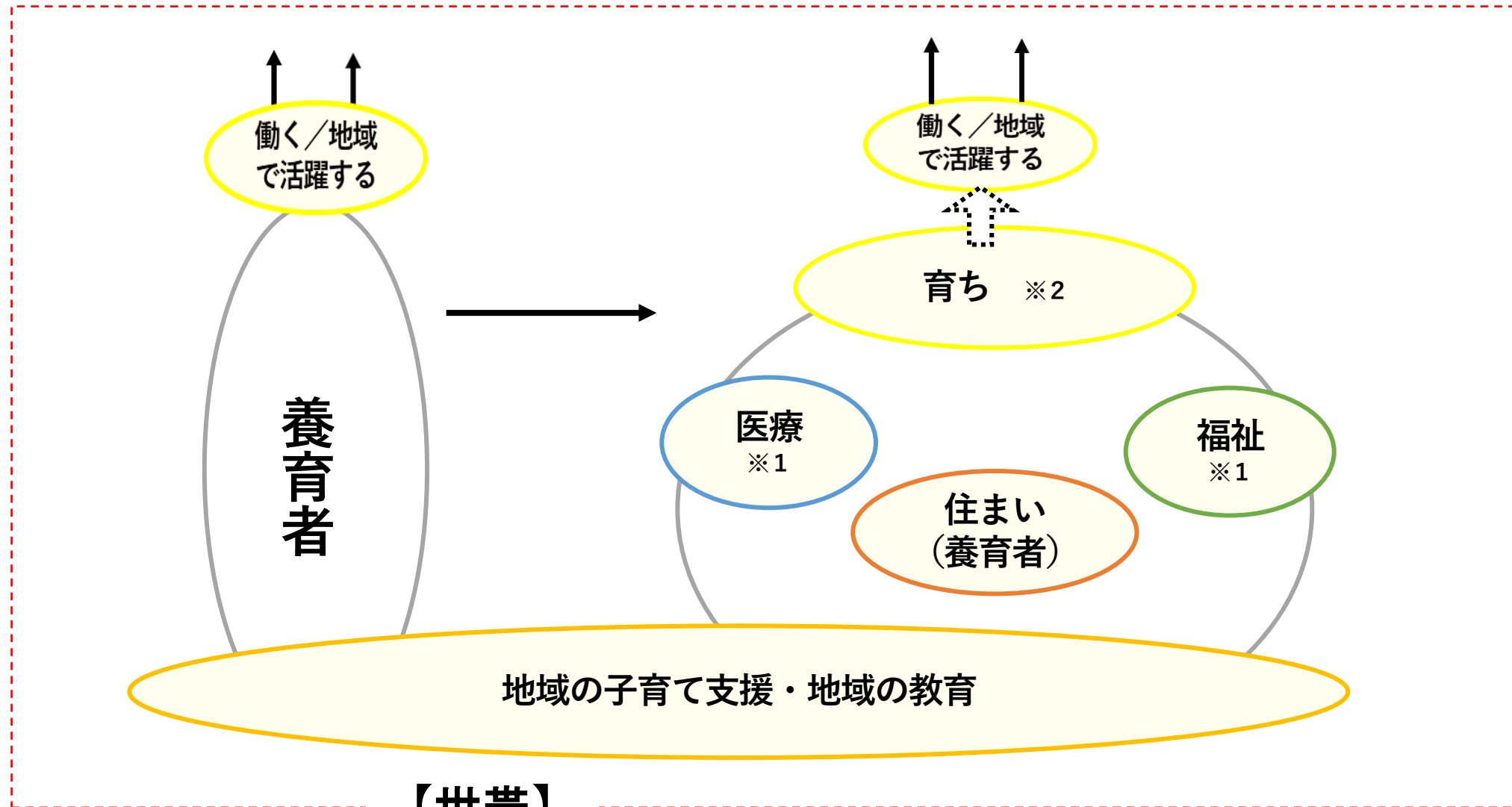
高齢者

障害者

病気の方



# 子どもとその養育者に対する地域包括ケア



## 【世帯】

- ※1 医療的ケアが必要な子どもや障害児の養育には、医療、福祉が必要となる。
- ※2 「育ち」の支援を担うのが、保育所・幼稚園・学校。



# 分野別の支援では対応がむづかしい問題

## ○ はざまの問題

→ 引きこもり、刑余者など

## ○ 世帯内の重複の問題

→ 8050問題など

高齢者

障害者

病気の人

子育て中の人

すべての経済・社会活動の場としての地域

働く／地域  
で活躍する

医療

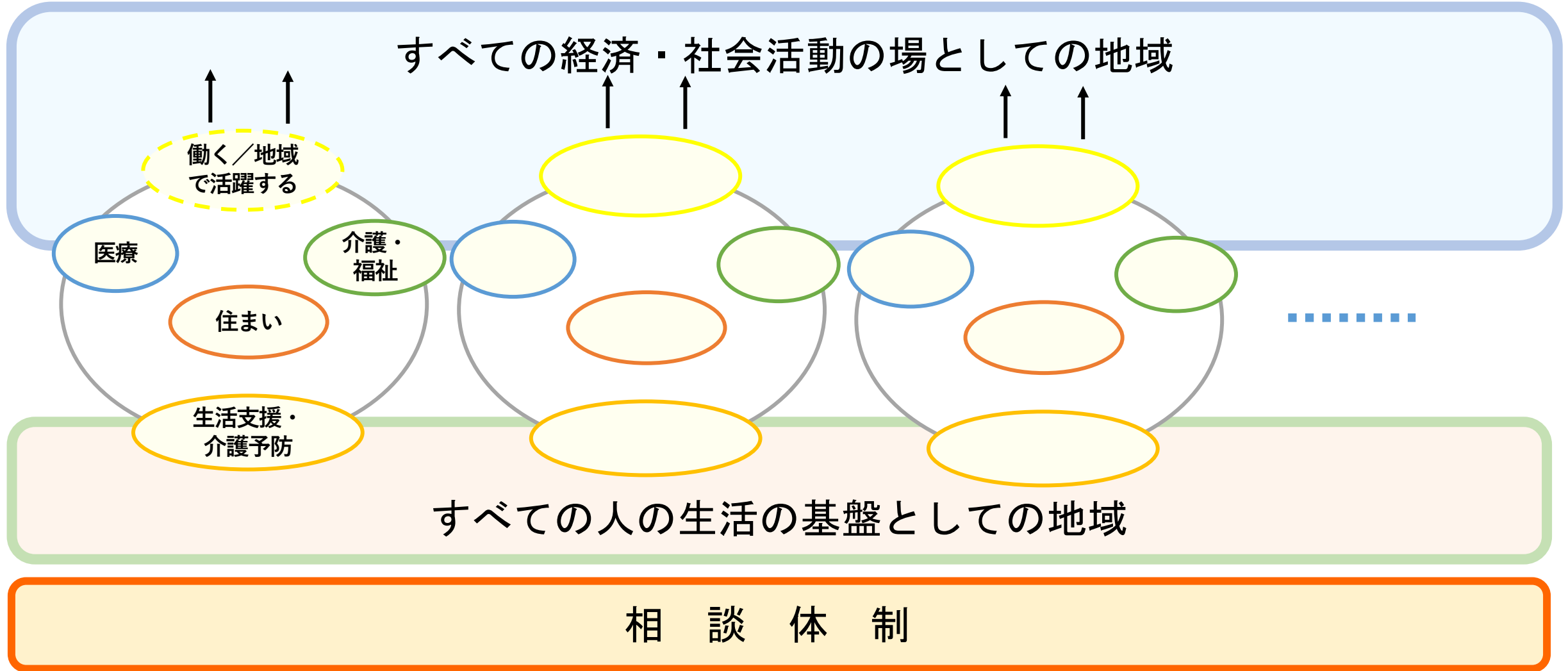
介護・  
福祉

住まい

生活支援・  
介護予防

すべての人の生活の基盤としての地域


相談体制

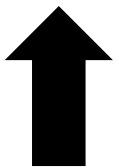


# 地域共生社会の基本コンセプト

- 「支える側、支えられる側という関係を超えて」  
（「支える側」と「支えられる側」が固定しない）  
個人の視点 . . . . . 支えられながら、支える  
人と人の関係の視点 . . . . . 相互に支え合いながら、生きる

- 「すべての人」

 そのための分野横断的支援（公的サービス＋就労等支援、地域づくり）

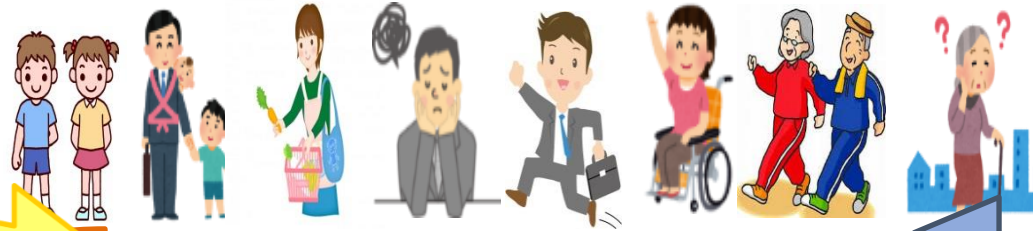
  
ダイバーシティ就労の支援

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業

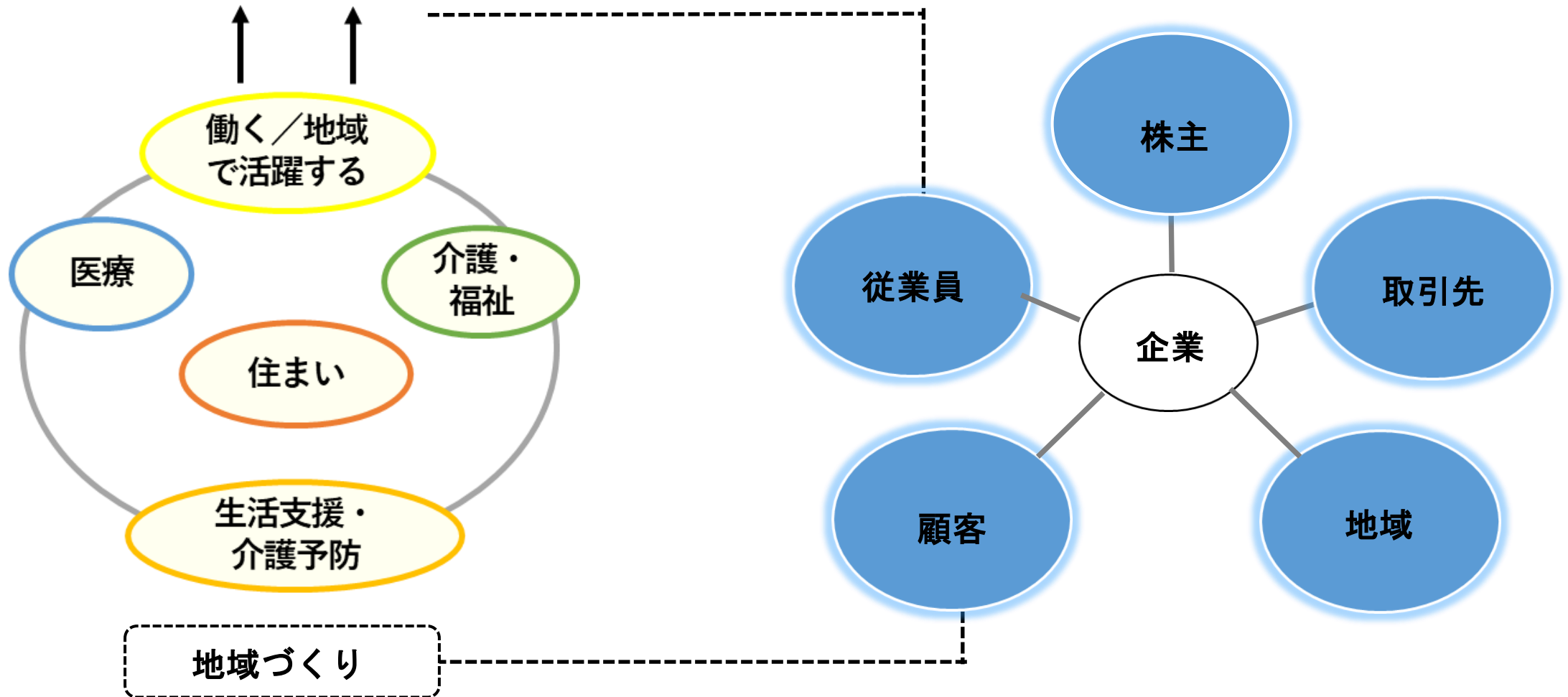


交通

.....

(厚労省資料)

# 市町村の地域包括ケアと民間企業の論理



## 2. ダイバーシティ就労支援の枠組みを考える

# ダイバーシティ就労支援の仕組みの視点

## 1. 就労を支える横割り支援

～ 障害者就労支援策の考え方をベースに考える

\* 支援手法は蓄積あり。財源をどうするか。

- 求職者支援制度の活用 +  $\alpha$  (ハローワーク支援拡充等)  
(○ 産業振興の観点からの施策 (農福連携等) )

## 2. 福祉施策と就労支援の連携

- 生活困窮者施策の活用 (就労準備支援、認定就労訓練等)
- 地域共生社会づくり施策の活用  
(「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の一体実施)

# 求職者支援制度について

## 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
    - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
    - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
    - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

## 対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、
  - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
  - ・ 雇用保険の適用がなかった者
  - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等

## 訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味（実践コースのみ）した奨励金を支給。

## 給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金（月10万円＋交通費及び寄宿する際の費用（ともに所定の額））を支給。
- 不正受給について、不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティあり。

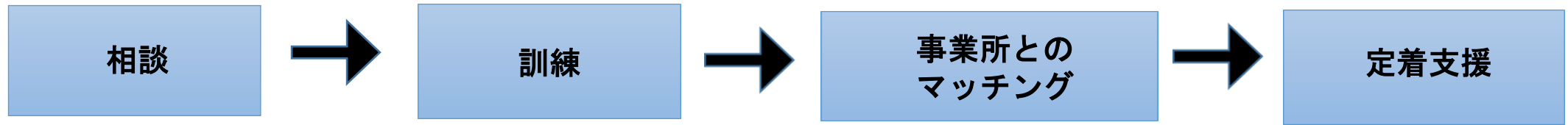
## 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援（必要に応じ担当者制で支援を行う）。



# 障害者の就労支援の考え方とダイバーシティ就労（試案）

< 障害者 >



+ 生活費支援

【 ハローワーク 】

【 障害者職業能力開発校等 】

【 ハローワーク 】

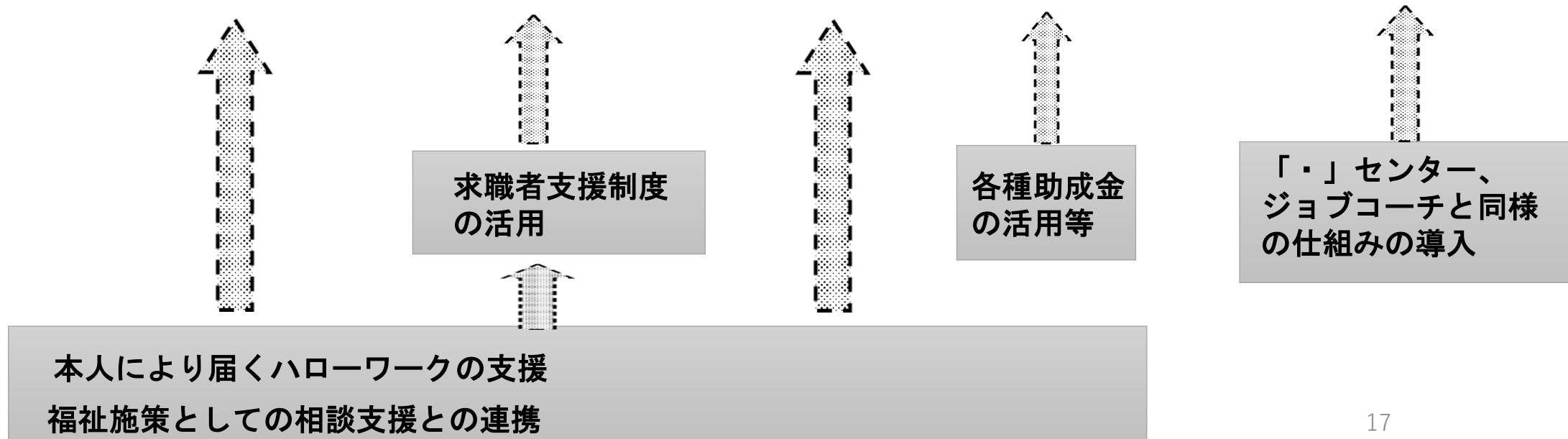
【 就業・生活支援センター 】

【 各種助成金 】

【 地域障害者職業センター 】

（ ジョブコーチ ）

< ダイバーシティ就労 >



# ダイバーシティ就労支援の仕組みの視点

## 1. 就労を支える横割り支援

～ 障害者就労支援策の考え方をベースに考える

\* 支援手法は蓄積あり。財源をどうするか。

- 求職者支援制度の活用 +  $\alpha$  (ハローワーク支援拡充等)  
(○ 産業振興の観点からの施策 (農福連携等))

## 2. 福祉施策と就労支援の連携

- 生活困窮者施策の活用 (就労準備支援、認定就労訓練等)

- 地域共生社会づくり施策の活用

(「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の一体実施)

# 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

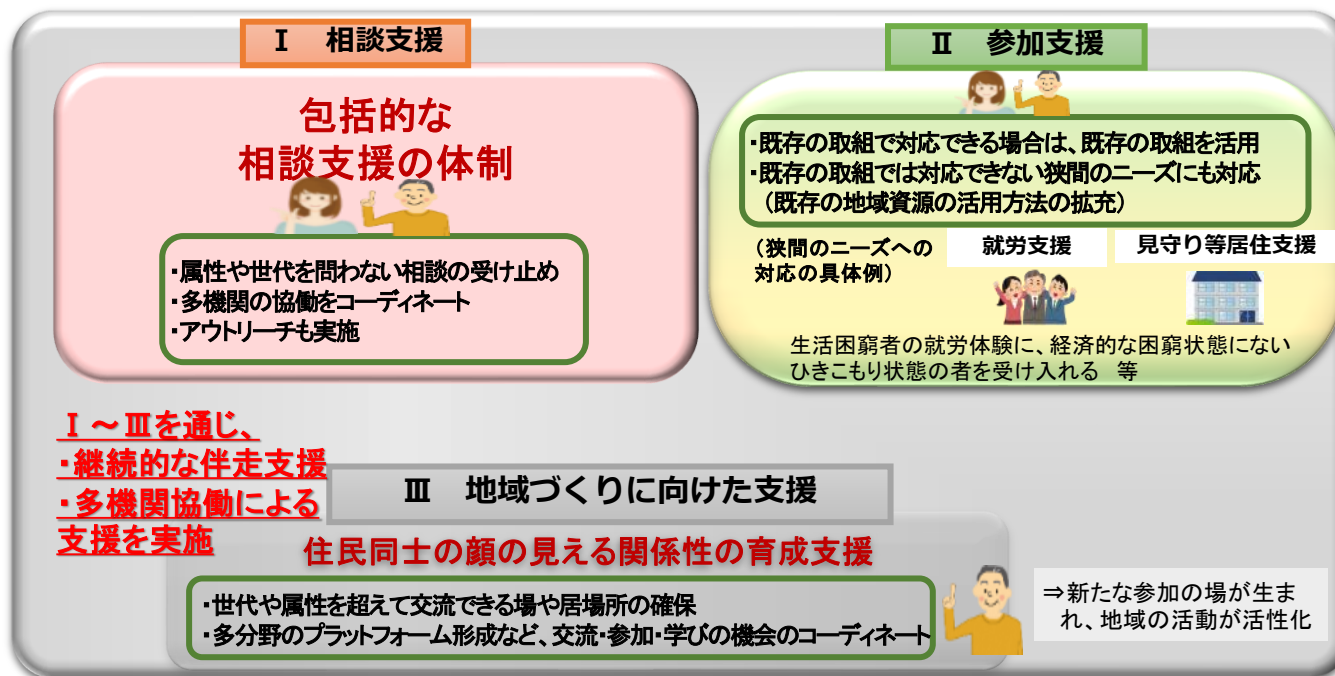
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

### 新たな事業の全体像



### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、**一体的な執行を行う。**

#### 現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を問わない  
相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

### 3. 最後に

- 地域共生社会づくりの中でのダイバーシティ就労支援
- 訓練、就労支援としての労働施策  
+  
生活を支えつつ、訓練や仕事につなげるための福祉施策
- \* 就労、福祉的就労、社会参加（狭義）の全体を支援